議案第18号

八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八幡浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例(平成24年条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
目次	目次
第1章~第3章 (略)	第1章~第3章 (略)
第3章の2 地域密着型通所介護	第3章の2 地域密着型通所介護
第1節~第4節 (略)	第1節~第4節 (略)
第5節 共生型地域密着型サービスに関する基	
<u>準(第59条の20の2・第59条20</u>	
<u>Ø3)</u>	
第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針 <u>並</u>	第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人
びに人員、 設備及び運営に関する基準	<u>員並びに</u> 設備及び運営に関する基準
第1款~第4款 (略)	第1款~第4款 (略)
第4章~第9章 (略)	第4章~第9章 (略)
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1)~(5) (略)	(1)~ (5) (略)
(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2	
の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項	
本文の指定を受けた者による指定地域密着型サ	
<u>ービスをいう。</u>	

(7) (略)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以 下「指定地域密着型サービス基準省令」という。) 第3条の4第2項の厚生労働大臣が定める者(以下 この章において「看護師、介護福祉士等」という。) をもって充てなければならない。ただし、利用者の 処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じ て、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護 職員との連携を確保しているときは、サービス提供 責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及 び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第 5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同 じ。) の業務に1年以上(特に業務に従事した経験 が必要な者として指定地域密着型サービス基準省 令第3条の4第2項の厚生労働大臣が定めるもの にあっては、3年以上)従事した経験を有する者を もって充てることができる。

3 • 4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次</u> に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、 当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)~(11) (略)

(12) 介護医療院

6 (略)

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、

(6) (略)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 (略)

オペレーターは、看護師、介護福祉士その他<u>市長</u>が定める者

(以下

この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上

______従事した経験を有する者を もって充てることができる。

3 • 4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に<u>次の各号</u>に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間において、</u>当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)~(11) (略)

6 (略)

- 7 <u>午後6時から午前8時までの間は、</u>当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時ま

_____随時訪問サービスを行う訪問介護員等を 置かないことができる。

 $9 \sim 1.1$ (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ

__に規定する人員に関する基準を満

たすとき(同条第5項

の規定により同条第1項第1号イ及び第2号____ に規定する基準を

満たしているものとみなされているとき及び<u>第191条第14項</u>の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項本文の規定にかかわらず、

随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡

での間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を 置かないことができる。

 $9 \sim 1.1$ (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第 60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をい う。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪 問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定す る指定訪問看護をいう。以下同じ。) の事業とが同 一の事業所において一体的に運営されている場合 に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号 イの規定に相当する法第74条第1項及び第2項 の規定に基づく愛媛県の条例(以下「県基準条例」 という。) の規定に規定する人員に関する基準を満 たすとき(同条第5項の規定に相当する県基準条例 の規定により同条第1項第1号イ及び第2号の規 定に相当する県基準条例の規定に規定する基準を 満たしているものとみなされているとき及び第1 91条第10項の規定により同条第4項に規定す る基準を満たしているものとみなされているとき を除く。) は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準 を満たしているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前 8時までの間に行われる随時対応サービスについ ては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲 内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接 な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその 家族等からの通報を受けることができる。

4 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡

回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する 者等により構成される協議会(以下この項において 「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、 おおむね<u>6月</u>に1回以上、介護・医療連携推進会議 に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議 る評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議 から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければ ならない。

2 · 3 (略)

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他<u>指定</u> 地域密着型サービス基準省令第6条第2項の厚生 労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として指定地域密着型サービス基準省令第6条第2項の厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

第59条の20 (略)

第5節 <u>共生型地域密着型サービスに関す</u> る基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。)第78条第1項に規定する指定生活介護

回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 · 3 (略)

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、 当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他<u>市長</u>が定める者

をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上

__サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

第59条の20 (略)

事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業 者(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項 に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をい う。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障 害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する 指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定 児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指定通所 支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平 成24年厚生労働省令第15号。以下この条におい て「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に 規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として 重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第1 64号) 第7条第2項に規定する重症心身障害児を いう。以下この条において同じ。) を通わせる事業 所において指定児童発達支援(指定通所支援基準第 4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号に おいて同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指 定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準 第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービ ス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせ る事業所において指定放課後等デイサービス (指定 通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイ サービスをいう。) を提供する事業者を除く。) が 当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりと する。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス 等基準第78条第1項に規定する指定生活介護 事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事 業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第 1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所 をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指 定障害福祉サービス等基準第166条第1項に 規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をい う。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援 基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援 事業所をいう。) 又は指定放課後等デイサービス 事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定 する指定放課後等デイサービス事業所をいう。) (以下この号において「指定生活介護事業所等」 という。) の従業者の員数が、当該指定生活介護 事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉 サービス等基準第77条に規定する指定生活介 護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練) (指定 障害福祉サービス等基準第155条に規定する 指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立 訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準 第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)

をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等 デイサービス(以下この号において「指定生活介 護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等 の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用 者の数の合計数であるとした場合における当該 指定生活介護事業所等として必要とされる数以 上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して 適切なサービスを提供するため、指定地域密着型 通所介護事業所その他の関係施設から必要な技 術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第1 5条から第18条まで、第20条、第22条、第2 8条、第34条から第38条まで、第41条、第5 3条及び第59条の2、第59条の4、第59条の 5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の 規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について 準用する。この場合において、第9条第1項中「第 31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程 (第59条の12に規定する運営規程をいう。第3 4条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密 着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型 地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第3 4条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」 とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、 第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定 地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を 利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以 外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるの は「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域 密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深 夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提 供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の 10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域 密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密 着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第 2号中「次条において準用する第20条第2項」と あるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次 条において準用する第28条」とあるのは「第28 条」と、同項第4号中「次条において準用する第3 8条第2項|とあるのは「第38条第2項」と読み 替えるものとする。

> 第6節 指定療養通所介護の事業の基本方 針並びに人員、設備及び運営に関す る基準

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方 針、人員並びに設備及び運営に関す る基準 (利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を18人以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する重要事項に関する規定の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16 条から第18条まで、第20条、第22条、第28 条、第34条から第38条まで、第41条、第59 条の7 (第3項第2号を除く。)、第59条の8及 び第59条の13から第59条の18までの規定 は、指定療養通所介護の事業について準用する。こ の場合において、第34条中「運営規程」とあるの は「第59条の34に規定する重要事項に関する規 定」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業 者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59 条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」と あるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の1 7第1項中「地域密着型通所介護について知見を有 する者」とあるのは 「療養通所介護について知見 を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、 同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たって は、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第 4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59 条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9人 以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程 の概要、療養通所介護従業者勤務の 体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16 条から第18条まで、第20条、第22条、第28 条、第34条から第38条まで、第41条、第59 条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及 び第59条の13から第59条の18までの規定 は、指定療養通所介護の事業について準用する。こ の場合において、これらの規定中

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養 護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の5に規定 する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同 法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、 診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉 施設又は特定施設をいう。以下この項において同 じ。) に併設されていない事業所において行われる 指定認知症対応型通所介護をいう。) の事業を行う 者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護 老人ホーム等に併設されている事業所において行 われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同 じ。) の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定 認知症対応型通所介護事業者」という。) が当該事 業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべき 従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) \sim (3) (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(管理者)

第62条 (略)

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第43条第2項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所 の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護 事業所において同時に共用型指定認知症対応型通 所介護の提供を受けることができる利用者の数の 上限をいう。) は、指定認知症対応型共同生活介護 事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介 護事業所においては共同生活住居(法第8条第20 項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活 を営むべき住居をいう。) ごとに、指定地域密着型 特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユ ニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第17 8条に規定するユニット型指定地域密着型介護老 人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を 除く。) においては施設ごとに1日当たり3人以下 とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 においてはユニットごとに当該ユニット型指定地 域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共 第61条 单独型指定認知症対応型通所介護(特別養 護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の5に規定 する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同 法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、 診療所、介護老人保健施設、社会福祉 施設又は特定施設をいう。以下この項において同 じ。) に併設されていない事業所において行われる 指定認知症対応型通所介護をいう。) の事業を行う 者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護 老人ホーム等に併設されている事業所において行 われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同 じ。) の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定 認知症対応型通所介護事業者」という。) が当該事 業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護事業所」という。) ごとに置くべき 従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) \sim (3) (略)

 $2 \sim 7$ (略)

(管理者)

第62条 (略)

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に市長が定める研修

を修了しているものでなければならない。

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設

_____においては施設ごとに1日当たり3人以下と $_{5}$ る。

用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定 居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居 宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型 サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に 規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予 防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護 予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着 型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定 する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下 同じ。) 若しくは指定介護予防支援(法第58条第 1項に規定する指定介護予防支援をいう。) の事業 又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介 護保険施設をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護 療養型医療施設の運営(第82条第7項及び第19 1条第8項において「指定居宅サービス事業等」と いう。) について3年以上の経験を有する者でなけ ればならない。

(管理者)

第66条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第43条第2項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行 う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」 という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定小 規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置 くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当た る従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」 という。) の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の 時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当 たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常 勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模 多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多 機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以 下この章において同じ。) を指定小規模多機能型居 宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅 介護をいう。以下この章において同じ。) の提供に 当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居 宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定 居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居 宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型 サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に 規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予 防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護 予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着 型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定 する指定地域密着型介護予防支援(法第58条第 1項に規定する指定介護予防支援(法第58条第 1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業 又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介 護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護 療養型医療施設の運営(第82条第7項

_____において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第66条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理 者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提 供するために必要な知識及び経験を有する者であ って、第62条第2項に規定する市長が定める研修 を修了している

ものでなければならない。

(従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行 う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」 という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定小 規模多機能型居宅介護事業所」という。) ごとに置 くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当た る従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」 という。) の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の 時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当 たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常 勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模 多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多 機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以 下この章において同じ。) を指定小規模多機能型居 宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅 介護をいう。以下この章において同じ。) の提供に 当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居 宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準 条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章にお いて同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定小規 模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模 多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービ ス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規 模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同 じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合にあっては、当該事業所における 指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小 規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次 節において同じ。)の数が3又はその端数を増すご とに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅 介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅にお いて行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定す る本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護 事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規 定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護 事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多 機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指 定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該 サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体 事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指 定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191条 第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行 う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。 以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1 以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規 模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能 型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務 を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当た る者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直 勤務に必要な数以上とする。

$2\sim5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準 条例第44条第1項に規定する指定介護予防小規 模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章にお いて同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定小規 模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模 多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービ ス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規 模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同 じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運 営されている場合にあっては、当該事業所における 指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小 規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次 節において同じ。)の数が3又はその端数を増すご とに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅 介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅にお いて行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定す る本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護 事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規 定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護 事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多 機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指 定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該 サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所 に係る同項に規定する本体事業所及び 当該本体 事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指 定小規模多機能型居宅介護事業所

の登録者の居宅において行

う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。 以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1 以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規 模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能 型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務 を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当た る者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直 勤務に必要な数以上とする。

$2 \sim 5$ (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定 める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居 宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設 等の人員に関する基準を満たす従業者を置いてい るときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型 居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職 務に従事することができる。

当該指定小	指定認知症対応型共同	介護職
規模多機能	生活介護事業所、指定地	員
型居宅介護	域密着型特定施設、指定	
事業所に中	地域密着型介護老人福	
欄に掲げる	祉施設 <u></u> 指定介護療	
施設等のい	養型医療施設(医療法	
ずれかが併	(昭和23年法律第2	
設されてい	05号)第7条第2項第	
る場合	4号に規定する療養病	
	床を有する診療所であ	
	るものに限る。 <u>)又は介</u>	
	護医療院	
当該指定小	前項中欄に掲げる施設	看護師
規模多機能	等、指定居宅サービスの	又は准
型居宅介護	事業を行う事業所、指定	看護師
事業所の同	定期巡回・随時対応型訪	
一敷地内に	問介護看護事業所、指定	
中欄に掲げ	地域密着型通所介護、指	
る施設等の	定認知症対応型通所介	
いずれかが	護事業所、指定介護老人	
ある場合	福祉施設又は介護老人	
	保健施設	

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小 規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型 居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等 その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅 介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護 事業者により設置される当該指定小規模多機能型 居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介 護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事 業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供 に係る支援を行うもの(以下この章において「本体 事業所」という。) との密接な連携の下に運営され るものをいう。以下同じ。) に置くべき訪問サービ スの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者 については、本体事業所の職員により当該サテライ ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者 の処遇が適切に行われると認められるときは、1人 以上とすることができる。

8~10 (略)

11 前項の介護支援専門員は、<u>指定地域密着型サービス基準省令第63条第11項の厚生労働大臣が</u>定める研修を修了している者でなければならない。

当該指定小	指定認知症対応型共同	介護職
規模多機能	生活介護事業所、指定地	員
型居宅介護	域密着型特定施設、指定	
事業所に中	地域密着型介護老人福	
欄に掲げる	祉施設 <mark>又は</mark> 指定介護療	
施設等のい	養型医療施設(医療法	
ずれかが併	(昭和23年法律第2	
設されてい	05号)第7条第2項第	
る場合	4号に規定する療養病	
	床を有する診療所であ	
	るものに限る。)	
当該指定小	前項中欄に掲げる施設	看護師
規模多機能	等、指定居宅サービスの	又は准
A		
型居宅介護	事業を行う事業所、指定	看護師
型居宅介護事業所の同	事業を行う事業所、指定 定期巡回・随時対応型訪	看護師
		看護師
事業所の同	定期巡回·随時対応型訪	看護師
事業所の同一敷地内に	定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所	看護師
事業所の同 一敷地内に 中欄に掲げ	定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所、指	看護師
事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等の	定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介	看護師
事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかが	定期巡回·随時対応型訪問介護看護事業所	看護師

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小 規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型 居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等 その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅 介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護 事業者により設置される当該指定小規模多機能型 居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介 護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事 業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供 に係る支援を行うもの(以下 「本体 事業所」という。) との密接な連携の下に運営され るものをいう。以下同じ。) に置くべき訪問サービ スの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者 については、本体事業所の職員により当該サテライ ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者 の処遇が適切に行われると認められるときは、1人 以上とすることができる。

8~10 (略)

11 前項の介護支援専門員は、<u>別に市長が定める研</u> 修

を修了している者でなければならない。

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する指定地域密着型サービス基準省令第63条第11項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第96条第1項において「研修修了者」という。)を置くことができる。

13 (略)

(管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人ディサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第64条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第65条の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(利用料等の受領)

第90条 (略)

2 • 3 (略)

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に市長が定める研修

_____を修了している者(第96条第1項において「研修修了者」という。)を置くことができる。

13 (略)

(管理者)

第83条 (略)

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設 、指定認知症対応型共同性活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修

__を

修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設 、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修

を修

了しているものでなければならない。

(利用料等の受領)

第90条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、 指定地域密着型サービス基準省令第71条第4項 の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 (略)

(協力医療機関等)

第103条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス の提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等の ため、介護老人福祉施設、<u>介護老人保健施設、介護</u> 医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整え なければならない。

(従業者の員数)

第110条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 前項の計画作成担当者は、<u>指定地域密着型サービス基準省令第90条第6項の厚生労働大臣が定め</u>る研修を修了している者でなければならない。

 $7 \sim 10$ (略)

(管理者)

第111条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第91条第2項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第92条の厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、 別に市長が定めるところ

によるものとする。

5 (略)

(協力医療機関等)

第103条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービス の提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等の ため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設

____、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第110条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 前項の計画作成担当者は、別に市長が定める研修

____を修了している者でなければならない。

 $7 \sim 10$ (略)

(管理者)

第111条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設 、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に市長が定める研修

____を修了しているものでなければ

ならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設 、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修

を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的 拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ なければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

8 (略)

(協力医療機関等)

第125条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第130条 (略)

2 · 3 (略)

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ 1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

5 · 6 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 (略)

 $2 \sim 6$ (略)

<u>7</u> (略)

(協力医療機関等)

第125条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設

____、病院等との間の連携及び支援の体制を整 えなければならない。

(従業者の員数)

第130条 (略)

2 • 3 (略)

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設 又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

5 • 6 (略)

- 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規 定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談 員、機能訓練指導員又は計画作成担当者について は、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該 サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行 われると認められるときは、これを置かないことが できる。
 - (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士 、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援 専門員
 - (2) (略)
 - (3) 介護医療院 介護支援専門員

8~10 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱 方針)

第138条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者 は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会を3月に1回以上開催するとともに、 の結果について、介護職員その他の従業者に周知 徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備す
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施するこ

7 (略)

(基本方針)

第150条 (略)

(従業者の員数)

第151条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専 ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に 従事する者でなければならない。ただし、指定地域 密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着

- 定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談 員、機能訓練指導員又は計画作成担当者について は、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該 サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行 われると認められるときは、これを置かないことが できる。
- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士 <u>若しくは作業療法士</u>又は介護支援 専門員

(2) (略)

 $8 \sim 10$ (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱 方針)

第138条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 (略)

第150条 (略)

第151条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専 ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に 従事する者でなければならない。ただし、指定地域 密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着 型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニッ 型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニッ

ト型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下 この項において同じ。)を除く。以下この項におい て同じ。) に ユニット型指定介護老人福祉施設(指 定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する 基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介 護老人福祉施設基準」という。) 第38条に規定す るユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下こ の項において同じ。)を併設する場合の指定地域密 着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老 人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人 福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置 される看護職員に限る。) 又は指定地域密着型介護 老人福祉施設に ユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介 護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介 護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第187 条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限 る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、 この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型 居住施設(当該施設を設置しようとする者により設 置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指 定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住 施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除 く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項 第6号並びに第180条第1項第3号において同 じ。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若 しくは診療所であって当該施設に対する支援機能 を有するもの(以下この章において「本体施設」と いう。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設と は別の場所で運営される指定地域密着型介護老人 福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、 本体施設の医師により当該サテライト型居住施設 の入所者の健康管理が適切に行われると認められ るときは、これを置かないことができる。

$5 \sim 7$ (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) (略)
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理 学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介

ト型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。)第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。)

を併設する場合

又は指定地域密着型介護 老人福祉施設<mark>及び</mark>ユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設を併設する場合

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型 居住施設(当該施設を設置しようとする者により設 置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指 定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住 施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除 く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項 第6号並びに第180条第1項第3号において同 じ。)、介護老人保健施設 又は病院若 しくは診療所であって当該施設に対する支援機能 を有するもの(以下この章において「本体施設」と いう。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設と は別の場所で運営される指定地域密着型介護老人 福祉施設をいう。以下同じ。) の医師については、 本体施設の医師により当該サテライト型居住施設 の入所者の健康管理が適切に行われると認められ るときは、これを置かないことができる。

5~7 (略)

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1) (略)
 - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理 学療法士<u>若しくは作業療法士</u> 又は介

護支援専門員

(3) (略)

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

 $9 \sim 1.7$ (略)

(設備)

第152条 (略)

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入 所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所 申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困 難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は<u>介</u> 護老人保健施設若しくは介護医療院</u>を紹介する等 の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(利用料等の受領)

第156条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を 受けることができる。

(1) • (2) (略)

- (3) <u>指定地域密着型サービス基準省令第136条</u> 第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) <u>指定地域密着型サービス基準省令第136条</u> 第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基 づき入所者が選定する特別な食事の提供を行っ たことに伴い必要となる費用

(5) • (6) (略)

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定地域密着型サービス基準省令第136条 第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護の取扱方針)

第157条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束 等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなけ 護支援専門員

(3) (略)

 $9 \sim 1.7$ (略)

第152条 (略)

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入 所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所 申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困 難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介 護老人保健施設 を紹介する等 の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(利用料等の受領)

第156条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を 受けることができる。

(1) • (2) (略)

(3) 市長の定める基準

に基

づき入所者が選定する特別な居室の提供を行っ たことに伴い必要となる費用

(4) 市長の定める基準

に基

づき入所者が選定する特別な食事の提供を行っ たことに伴い必要となる費用

(5) • (6) (略)

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に市長が定めるところ

によるもの

とする。

5 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護の取扱方針)

第157条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

ればならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会を3月に1回以上開催するとともに、そ の結果について、介護職員その他の従業者に周知 徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備す <u>ること。</u>
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施するこ

<u>7</u> (略)

第165条 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設 は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護の提供を行っているときに入居者の病状の急 変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじ め、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携 方法その他の緊急時等における対応方法を定めてお かなければならない。

(運営規程)

第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次 に掲げる施設の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。

(1)~(5) (略)

(6) 緊急時等における対応方法

(7) • (8) (略)

(衛生管理等)

第171条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地 域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食 中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げ る措置を講じなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定地域密着型 サービス基準省令第151条第2項第4号の厚 生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われ る際の対処等に関する手順に沿った対応を行う こと。

(利用料等の受領)

<u>6</u> (略)

第165条 (略)

(運営規程)

に掲げる施設の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。

(1)~(5) (略)

<u>(6)</u> · <u>(7)</u> (略)

(衛生管理等)

第171条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地 域密着型介護者人福祉施設において感染症又は食 中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げ る措置を講じなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に市長が定め

感染症又は食中毒が疑われ る際の対処等に関する手順に沿った対応を行う こと。

(利用料等の受領)

第181条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の 額の支払を受けることができる。

(1) • (2) (略)

- (3) <u>指定地域密着型サービス基準省令第161条第3項第3号の厚生労働大臣が定める基準</u>に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) <u>指定地域密着型サービス基準省令第161条</u> 第3項第4号の厚生労働大臣が定める基準に基 づき入居者が選定する特別な食事の提供を行っ たことに伴い必要となる費用

(5) • (6) (略)

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定地域密着型サービス基準省令第161条 第4項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護の取扱方針)

第182条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置 を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束 等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 9 (略)

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(6) (略)

(7) 緊急時等における対応方法

第181条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の 額の支払を受けることができる。

(1) • (2) (略)

(3) 市長の定める基準

に基

づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 市長の定める基準

に基

づき入居者が選定する特別な食事の提供を行っ たことに伴い必要となる費用

(5) • (6) (略)

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に市長が定めるところ

によるもの

とする。

5 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護の取扱方針)

第182条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

<u>8</u> (略)

(運営規程)

第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)~(6) (略)

(8) • (9) (略)

(基本方針)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪

問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模 多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うもの でなければならない。

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事

(従業者の員数等)

業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介 護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以 下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」とい う。) ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅 介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機 能型居宅介護従業者」という。) の員数は、夜間及 び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多 機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能 型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通 いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅 介護を利用するために指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。) を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わ せて行う指定看護小規模多機能型居宅介護 をいう。以下同じ。) の提供に当たる者をその利用 者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び 訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者 が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指 定看護小規模多機能型居宅介護 (第82条第7項に 規定する本体事業所である指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係 るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業 所及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例 第44条第7項に規定するサテライト型指定介護 予防小規模多機能型居宅介護事業所(第6項におい て「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所」という。) の登録者、第8項に規定す る本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項 に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型

居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサ

(7) • (8) (略)

第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条の規定に相当する県基準条例の規定に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事 業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介 護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以 下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」とい う。) ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅 介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機 能型居宅介護従業者」という。) の員数は、夜間及 び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多 機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能 型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通 いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅 介護を利用するために指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。) を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わ せて行う指定看護小規模多機能型居宅介護の事業 をいう。以下同じ。) の提供に当たる者をその利用 者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び 訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者 が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指 定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所

である指定看護小規模多機能
型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係
るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業
所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型
居宅介護事業所

テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体 事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定する サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所及び当該本体事業所に係る第82条第7項に 規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介 護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小 規模多機能型居宅介護を含む。) をいう。以下この 章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、 夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多 機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能 型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務 (夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務 を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当た る者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直 勤務に必要な数以上とする。

$2 \sim 5$ (略)

- 6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模 多機能型居宅介護(第82条第7項に規定する本体 事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事 業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト 型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテラ イト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業 所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障 がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊 させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び 第8項に規定する本体事業所である指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事 業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の 状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該 登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看 護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下 同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び 深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービ スを提供するために必要な連絡体制を整備してい るときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深 夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿 直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業 者を置かないことができる。
- 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の 各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている 場合において、前各項に定める人員に関する基準を 満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置く ほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準

の登録者の居宅において行う指定看護小
規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この
章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、
夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多
機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能
型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務
(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務
を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当た
る者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直
勤務に必要な数以上とする。

$2 \sim 5$ (略)

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模 多機能型居宅介護(本体事業所

である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業</u>所

の登録者の心身の

状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の 各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている 場合において、前各項に定める人員に関する基準を 満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置く ほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準 を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規 模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施 設等の職務に従事することができる。

(1) \sim (4) (略)

(5) 介護医療院

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看 護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその 家族等から電話等により看護に関する意見を求め られた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護 サービスを提供できる体制にある指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービ ス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業 について3年以上の経験を有する指定看護小規模 多機能型居宅介護事業者により設置される当該指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支 援を行うもの(以下この章において「本体事業所」 という。) との密接な連携の下に運営され、利用者 に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあ るものをいう。以下同じ。) に置くべき訪問サービ スの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従 業者については、本体事業所の職員により当該サテ ライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 の登録者の処遇が適切に行われると認められると きは、2人以上とすることができる。
- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看 護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

11 (略)

- 12 前項の介護支援専門員は、<u>指定地域密着型サービス基準省令第171条第12項の厚生労働大臣が定める研修</u>を修了している者でなければならない。
- 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、

を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) \sim (4) (略)

8	(略)

9 前項の介護支援専門員は、<u>別に市長が定める研</u> 修

______を修了している者でなければならない。

本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する指定地域密着型サービス基準省令第171条第12項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第199条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

14 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、___指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イ

___に規定する人員に関する基

準を満たすとき(同条第4項

の規定により同条第1項第1号イ及び第2号 に規定する 基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号 アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第192条 (略)

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、 サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充て ることができる。
- 3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第172条第3項の厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表 者) 10 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サ ービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合 型サービス」という。) の事業を行う者をいう。以 下同じ。) が指定訪問看護事業者の指定を併せて受 け、かつ、指定指定看護小規模多機能型居宅介護の 事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所にお いて一体的に運営されている場合に、指定居宅サー ビス等基準第60条第1項第1号イの規定に相当 する県基準条例の規定に規定する人員に関する基 準を満たすとき(同条第4項の規定に相当する県基 進条例の規定により同条第1項第1号イ及び第2 号の規定に相当する県基準条例の規定に規定する 基準を満たしているものとみなされているとき及 び第6条第12項の規定により同条第1項第4号 アに規定する基準を満たしているものとみなされ ているときを除く。) は、当該指定複合型サービス 事業者は、第4項に規定する基準を満たしているも のとみなすことができる。

(管理者)

第192条 (略)

- 2 前項 の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設
 - _、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知 症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス 事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有 する者であって、別に市長が定める研修

な

修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表 者) 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準省令第173条の厚生労働大臣が定める研修</u>を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

- 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以 下この章において同じ。)を29人(サテライト型 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあって は、18人)以下とする。
- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に 掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サー ビスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの 利用者の数の上限をいう。以下この章において同 じ。)を定めるものとする。
 - (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15 人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所に<u>あっては</u>登録定員に応 じて、次の表に定める<u>利用定員、サテライト型指</u> 定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあって は12人)まで

(表略)

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3 分の1から9人(サテライト型指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所にあっては、6人)まで (設備及び備品等)

第195条 (略)

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 宿泊室

ア〜エ (略)

才 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が 診療所である場合であって、当該指定看護小規 模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの 第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設 、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に市長が定める研修

_____を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以 下この章において同じ。)を29人

以下とする。

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に 掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サー ビスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの 利用者の数の上限をいう。以下この章において同 じ。)を定めるものとする。
 - (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15 人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多 機能型居宅介護事業所に<u>あっては、</u>登録定員に応 じて、次の表に定める利用定員

) まで

(表略)

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人

まで

(設備及び備品等)

第195条 (略)

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) (略)
 - (2) 宿泊室

ア〜エ (略)

提供に支障がない場合には、当該診療所が有す る病床については、宿泊室を兼用することがで きる。

3 • 4 (略)

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規 模多機能型居宅介護報告書の作成)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

 $2 \sim 10$ (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第 22条、第28条、第34条から第38条まで、第 40条、第41条、第59条の11、第59条の1 3、第59条の16、第59条の17、第87条か ら第90条まで、第93条から第95条まで、第9 7条、第98条、第100条から第104条まで及 び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居 宅介護の事業について準用する。この場合におい て、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」 とあるのは「第202条において準用する第100 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び 第34条中「定期巡回·随時対応型訪問介護看護従 業者」とあり、第59条の13中「地域密着型通所 介護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条 中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の 11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」 と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護 について知見を有する者」とあるのは「看護小規模 多機能型居宅介護について知見を有する者」と、 「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあ るのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数 等の活動状況 | と、第87条中「第82条第12項 | とあるのは「第191条第13項」と、第106条 中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7 項各号」と読み替えるものとする。

3 · 4 (略)

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模 を機能型居宅介護報告書の作成)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所の管理者は、介護支援専門員

に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

 $2 \sim 10$ (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第 22条、第28条、第34条から第38条まで、第 40条、第41条、第59条の11、第59条の1 3、第59条の16、第59条の17、第87条か ら第90条まで、第93条から第95条まで、第9 7条、第98条、第100条から第104条まで及 び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居 宅介護の事業について準用する。この場合におい て、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」 とあるのは「第202条において準用する第100 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項及び 第34条中「定期巡回·随時対応型訪問介護看護従 業者」とあり、第59条の13中「地域密着型通所 介護従業者」とあり、並びに第89条及び第97条 中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の 11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」 と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護 について知見を有する者」とあるのは「看護小規模 多機能型居宅介護について知見を有する者」と、 「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあ るのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供冋数 等の活動状況」と、

第106条

中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

- 第3条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令 (平成18年政令第154号) 附則第3条の規定に より指定認知症対応型通所介護事業者とみなされ た者に係る第62条第2項及び第66条第2項の 規定の適用については、第62条第2項中「者であって、指定地域密着型サービス基準省令第43条第 2項の厚生労働大臣が定める研修を修了している もの」とあり、及び第66条第2項中「者であって、 指定地域密着型サービス基準省令第43条第2項 の厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」 とあるのは、「者」とする。
- 第4条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。) 附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、指定地域密着型サービス基準省令

______の施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第113条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

第5条 平成17年改正法附則第10条第2項の規 定により指定認知症対応型共同生活介護事業者と みなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の 事業を行う事業所の共同生活住居であって、<u>指定地</u> 域密着型サービス基準省令

一の施行の日(以下「基準省令施行日」という。)の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成11年厚生省令第96号)附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第113条第4項の規定は適用しない。

第6条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う指定地域密着型特定施設の介護居室であって、指定地域密着型サービス基準省令の施行の際現に定員4人以下であるものについては、第132条第4項第1号アの規定は適用しない。

第10条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設 に併設される指定短期入所生活介護事業所等のう 附則

第3条 介護保険法施行令等の一部を改正する政令 (平成18年政令第154号) 附則第3条の規定に より指定認知症対応型通所介護事業者とみなされ た者に係る第62条第2項及び第66条第2項の 規定の適用については、第62条第2項中「者であって、別に市長が定める研修

を修了している もの」とあり、及び第66条第2項中「者であって、 第62条第2項に規定する市長が定める研修

を修了しているもの」

とあるのは、「者」とする。

- 第4条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号。以下「平成17年改正法」という。) 附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)の施行の際現に2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第113条第1項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。
- 第5条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の施行の日(以下「基準省令施行日」という。)の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成11年厚生省令第96号)附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第113条第4項の規定は適用しない。
- 第6条 平成17年改正法附則第10条第2項の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う指定地域密着型特定施設の介護居室であって、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の施行の際現に定員4人以下であるものについては、第132条第4項第1号アの規定は適用しない。
- 第10条 みなし指定地域密着型介護老人福祉施設 に併設される指定短期入所生活介護事業所等のう

ち、指定地域密着型サービス基準省令

の施行の際現にその入所定員 が当該みなし指定地域密着型介護老人福祉施設の 入所定員を超えているもの(建築中のものを含む。) については、第151条第14項の規定は適用しな

第11条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部 を改正する法律附則第130条の2第1項の規定 によりなおその効力を有するものとされた健康保 険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第3 75号)第1条の規定による改正前の介護保険法施 行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に 規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附 則第13条において同じ。) 又は療養病床を有する 病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36 年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病 床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させると ともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費 老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽 費老人ホームをいう。以下同じ。) その他の要介護 者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させ るための施設の用に供することをいう。) し、指定 地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする 場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室 については、第152条第1項第7号アの規定にか かわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じ て得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メー トル以上の面積を有しなければならない。ただし、 食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該 食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保 することができるときは、同一の場所とすることが できるものとする。

第12条 一般病床又は療養病床を有する診療所の 一般病床又は療養病床を平成36年3月31日ま での間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床 の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設 を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介 護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居さ せるための施設の用に供することをいう。)し、指 定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとす る場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練 室については、第152条第1項第7号アの規定に かかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適 合するものとする。

(1) • (2) (略)

第13条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有 │ 第13条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有

ち、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準の施行の際現にその入所定員 が当該みなし指定地域密着型介護老人福祉施設の 入所定員を超えているもの(建築中のものを含む。) については、第151条第14項の規定は適用しな

第11条 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部 を改正する法律附則第130条の2第1項の規定 によりなおその効力を有するものとされた健康保 険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う 関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第3 75号)第1条の規定による改正前の介護保険法施 行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に 規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附 則第13条において同じ。) 又は療養病床を有する 病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30 年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病 床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させると ともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費 老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽 費老人ホームをいう。以下同じ。) その他の要介護 者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させ るための施設の用に供することをいう。) し、指定 地域密着型介護者人福祉施設を開設しようとする 場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室 については、第152条第1項第7号アの規定にか かわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じ て得た面積以上を有し、機能訓練室は40平方メー トル以上の面積を有しなければならない。ただし、 食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該 食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保 することができるときは、同一の場所とすることが できるものとする。

第12条 一般病床又は療養病床を有する診療所の 一般病床又は療養病床を平成30年3月31日ま での間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床 の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設 を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介 護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居さ せるための施設の用に供することをいう。)し、指 定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとす る場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練 室については、第152条第1項第7号アの規定に かかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適 合するものとする。

(1) • (2) (略)

する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

- 第13条の2 第130条の規定にかかわらず、療養 病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開 設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病 床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病 院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を 減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療 院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者そ の他の者を入所させ、又は入居させるための施設の 用に供することをいう。次条において同じ。)を行 って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事 業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設 (介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは 診療所に併設される指定地域密着型特定施設をい う。以下この条及び次条において同じ。) の生活相 談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の 基準は、次のとおりとする。
 - (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機 関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じ た適当数
- 第13条の3 第132条の規定にかかわらず、療養 病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開 設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病 床を平成36年3月31日までの間に転換を行っ て指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業 を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定 施設においては、併設される介護老人保健施設、介

する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。